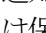
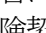
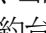
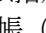


新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道車両・船舶：一般案件）</p> <p>手続細則</p> <p>平成13年4月1日 01 - 制度 - 00025 沿革（略） <u>平成28年10月24日 一部改正</u></p> <p>貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道車両）特約書及び貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（以下「貿易一般保険包括保険（設備財）特約書」という。）の対象となる契約（以下「対象契約」という。）のうち、貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道車両・船舶：特定2年未満案件）手続細則によるもの以外の一の契約に係る申込みその他手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。</p>	<p>貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道車両・船舶：一般案件）</p> <p>手続細則</p> <p>平成13年4月1日 01 - 制度 - 00025 沿革（略）</p> <p>貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道車両）特約書及び貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（以下「貿易一般保険包括保険（設備財）特約書」という。）の対象となる契約（以下「対象契約」という。）のうち、貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道車両・船舶：特定2年未満案件）手続細則によるもの以外の一の契約に係る申込みその他手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。</p>	
<p>第1条（略）</p>	<p>第1条（略）</p>	
<p>（申込み）</p> <p>第2条 貿易一般保険包括保険（設備財）特約書に基づき包括契約を締結した者（以下「保険契約者」という。）は、原則として、特約書に定められた期間ごとにかつ対象契約が締結された日の属する月の翌月の末日までに別紙様式第1 - 1による貿易一般保険申込書に対象契約を証する書類及びその内容を明記した<u>日本貿易保険が認める書面</u>を添付し、日本貿易保険の本店又は大阪支店（前条の規定に従って内諾を取得した案件にあっては、内諾申請書を提出した方に限る。以下「本店等」という。）に提出（提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。この場合において、一の対象契約で代金、賃貸料又は対価（以下「代金等」という。）が二以上の通貨で決済される場合、貨物の仕向地が二以上にわたる場合、貨物の輸出、販売又は賃貸（以下「輸出等」という。）に付随して役務の提供が含まれ、かつ、その対価が<u>契約上明記</u>されている場合、保険料算定上決済金額を分割し、申込書を提出するものとする。また、貿易一般保険運用規程第40条</p>	<p>（申込み）</p> <p>第2条 貿易一般保険包括保険（設備財）特約書に基づき包括契約を締結した者（以下「保険契約者」という。）は、原則として、特約書に定められた期間ごとにかつ対象契約が締結された日の属する月の翌月の末日までに別紙様式第1 - 1による貿易一般保険申込書に対象契約を証する書類及びその内容を収録した<u>OCRシート（2100）</u>を添付し、日本貿易保険の本店又は大阪支店（前条の規定に従って内諾を取得した案件にあっては、内諾申請書を提出した方に限る。以下「本店等」という。）に提出（提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。この場合において、一の対象契約で代金、賃貸料又は対価（以下「代金等」という。）が二以上の通貨で決済される場合、貨物の仕向地が二以上にわたる場合、貨物の輸出、販売又は賃貸（以下「輸出等」という。）に付随して役務の提供が含まれ、かつ、その対価が<u>約款上明記</u>されている場合、保険料算定上決済金額を分割し、申込書を提出するものとする。また、貿易一般保険運用規程第40条に規定する告知</p>	

新	旧	備考
<p>に規定する告知事項その他の告知事項について、約款第21条第1項の規定に基づき告知を行う場合には、別紙様式第1-2による貿易一般保険告知書を提出するものとする。</p> <p><u>2 保険契約者は、前項及び次条第1項に規定する手続について、電子メールを用いる場合は、日本貿易保険が別に定める方法によるものとする。</u></p>	<p>事項その他の告知事項について、約款第21条第1項の規定に基づき告知を行う場合には、別紙様式第1-2による貿易一般保険告知書を提出するものとする。</p>	
<p><b>(対象契約の内容変更等の通知等)</b></p> <p><b>第3条</b> 保険契約者は、被保険者が約款第22条第1項又は貿易一般保険包括保険（設備財）特約書第6条第1項の規定に基づき対象契約に内容変更等（別表2に掲げる「対象契約の重大な内容変更等」を含む。以下同じ。）を行ったことを通知するときは、別紙様式第2-1による貿易一般保険変更通知書に、当該変更の内容を明記した<u>日本貿易保険が認める書面</u>、当該変更を証する書類の写し及び当該変更に係る内容変更承認申請回答書の写し（事前に日本貿易保険の承認を得た場合に限る。）を添付し、本店等に提出するものとする。</p> <p>2～3 （略）</p>	<p><b>(対象契約の内容変更等の通知等)</b></p> <p><b>第3条</b> 保険契約者は、被保険者が約款第22条第1項又は貿易一般保険包括保険（設備財）特約書第6条第1項の規定に基づき対象契約に内容変更等（別表2に掲げる「対象契約の重大な内容変更等」を含む。以下同じ。）を行ったことを通知するときは、別紙様式第2-1による貿易一般保険変更通知書に、当該変更の内容を収録した<u>OCRシート(2100)</u>、当該変更を証する書類の写し及び当該変更に係る内容変更承認申請回答書の写し（事前に日本貿易保険の承認を得た場合に限る。）を添付し、本店等に提出するものとする。</p> <p>2～3 （略）</p>	
<p><b>第4条～第6条</b> （略）</p>	<p><b>第4条～第6条</b> （略）</p>	
<p><b>(決済金額及び決済期限等確定の通知)</b></p> <p><b>第7条</b> 保険契約者又は被保険者は、輸出貨物等の船積が完了し、かつ、代金等の全部について決済金額及び決済期限が確定したときは、約款第14条の規定に基づき、当該完了日又は確定日のいずれか遅い日から1月以内に別紙様式第3による貿易一般保険の船積等及び決済金額・決済期限確定の通知書を本店等に提出するものとする。この場合において、一の対象契約で貨物等の代金等が二以上の通貨で決済される場合、貨物の仕向地が二以上にわたる場合、貨物の輸出等に付随して役務の提供が含まれ、かつ、その対価が契約上明記されている場合等保険契約時又は内容変更等の時に保険料算定上決済金額が分割して取り扱われた対象契約については、当該分割に従い、それぞれ同通知書を本店等に提出するものとする。</p>	<p><b>(決済金額及び決済期限等確定の通知)</b></p> <p><b>第7条</b> 保険契約者又は被保険者は、輸出貨物等の船積が完了し、かつ、代金等の全部について決済金額及び決済期限が確定したときは、約款第14条の規定に基づき、当該完了日又は確定日のいずれか遅い日から1月以内に別紙様式第3による貿易一般保険の船積等及び決済金額・決済期限確定の通知書（<u>OCRシート2102</u>）に別表（<u>OCRシート2101</u>）を添付し、本店等に提出するものとする。この場合において、一の対象契約で貨物等の代金等が二以上の通貨で決済される場合、貨物の仕向地が二以上にわたる場合、貨物の輸出等に付随して役務の提供が含まれ、かつ、その対価が契約上明記されている場合等保険契約時又は内容変更等の時に保険料算定上決済金額が分割して取り扱われた対象契約については、当該分割に従い、それぞれ同通知書及び同別表を本店等に提出するものとする。</p>	

新	旧	備考																																																						
<p>第8条～第13条（略）</p>	<p>第8条～第13条（略）</p>																																																							
<p><b>（保険金受取人の指定等の通知）</b>  <b>第14条</b> 保険金受取人は、1名とする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りでない。                  2 被保険者は、約款第25条第2項の規定に基づき保険金受取人を指定等した場合は、当該指定等の日から1月以内（ただし、1月以内に保険金の支払を請求する場合には、保険金の請求日前）に別紙様式第10による貿易一般保険保険金受取人指定等通知書に、当該指定等を証する書類の写し及び貿易一般保険保険証券又は保険契約台帳（変更後証券を含む。以下「保険証券」という。）の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p>	<p><b>（保険金受取人の指定等の通知）</b>  <b>第14条</b> 保険金受取人は、1名とする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りでない。                  2 被保険者は、約款第25条第2項の規定に基づき保険金受取人を指定等した場合は、当該指定等の日から1月以内（ただし、1月以内に保険金の支払を請求する場合には、保険金の請求日前）に別紙様式第10による貿易一般保険保険金受取人指定等通知書に、<u>当該指定等の内容を収録したOCRシート（   ）</u>、当該指定等を証する書類の写し及び貿易一般保険保険証券又は保険契約台帳（変更後証券を含む。以下「保険証券」という。）の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p>																																																							
<p>第15条～第28条（略）</p>	<p>第15条～第28条（略）</p>																																																							
<p><u>附 則</u>  <u>この改正は、平成28年11月1日から実施する。</u></p>																																																								
<p><b>別表 1</b></p> <p>別表様式第1から第5 - 2の提出先は保険契約者が保険契約の申込を行った本店等、別紙様式第6から第22の提出先は本店とする。</p> <table border="1" data-bbox="118 1042 952 1471"> <thead> <tr> <th>様式番号</th> <th>提出書類</th> <th>提出部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 - 1</td> <td>貿易一般保険申込書</td> <td>1 (1)</td> </tr> <tr> <td>1 - 2</td> <td>貿易一般保険告知書</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2 - 1</td> <td>貿易一般保険（変更通知書・変更承認申請書）</td> <td>1 (1)</td> </tr> <tr> <td>2 - 2</td> <td>貿易一般保険訂正承認申請書</td> <td>1 (1)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>貿易一般保険の船積等及び決済金額・決済期限確定の通知書</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>4 - 1</td> <td>貿易一般保険保険目的等譲渡承認申請書</td> <td>1 (1)</td> </tr> <tr> <td>4 - 2</td> <td>貿易一般保険保険目的等譲渡終了通知書</td> <td>1 (1)</td> </tr> <tr> <td>5 - 1</td> <td>貿易一般保険質権等設定承諾申請書</td> <td>1 (1)</td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	提出書類	提出部数	1 - 1	貿易一般保険申込書	1 (1)	1 - 2	貿易一般保険告知書	1	2 - 1	貿易一般保険（変更通知書・変更承認申請書）	1 (1)	2 - 2	貿易一般保険訂正承認申請書	1 (1)	3	貿易一般保険の船積等及び決済金額・決済期限確定の通知書	1	4 - 1	貿易一般保険保険目的等譲渡承認申請書	1 (1)	4 - 2	貿易一般保険保険目的等譲渡終了通知書	1 (1)	5 - 1	貿易一般保険質権等設定承諾申請書	1 (1)	<p><b>別表 1</b></p> <p>別表様式第1から第5 - 2の提出先は保険契約者が保険契約の申込を行った本店等、別紙様式第6から第22の提出先は本店とする。</p> <table border="1" data-bbox="1014 1042 1848 1471"> <thead> <tr> <th>様式番号</th> <th>提出書類</th> <th>提出部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 - 1</td> <td>貿易一般保険申込書</td> <td>1 (1)</td> </tr> <tr> <td>1 - 2</td> <td>貿易一般保険告知書</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2 - 1</td> <td>貿易一般保険（変更通知書・変更承認申請書）</td> <td>1 (1)</td> </tr> <tr> <td>2 - 2</td> <td>貿易一般保険訂正承認申請書</td> <td>1 (1)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>貿易一般保険の船積等及び決済金額・決済期限確定の通知書</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>4 - 1</td> <td>貿易一般保険保険目的等譲渡承認申請書</td> <td>1 (1)</td> </tr> <tr> <td>4 - 2</td> <td>貿易一般保険保険目的等譲渡終了通知書</td> <td>1 (1)</td> </tr> <tr> <td>5 - 1</td> <td>貿易一般保険質権等設定承諾申請書</td> <td>1 (1)</td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	提出書類	提出部数	1 - 1	貿易一般保険申込書	1 (1)	1 - 2	貿易一般保険告知書	1	2 - 1	貿易一般保険（変更通知書・変更承認申請書）	1 (1)	2 - 2	貿易一般保険訂正承認申請書	1 (1)	3	貿易一般保険の船積等及び決済金額・決済期限確定の通知書	1	4 - 1	貿易一般保険保険目的等譲渡承認申請書	1 (1)	4 - 2	貿易一般保険保険目的等譲渡終了通知書	1 (1)	5 - 1	貿易一般保険質権等設定承諾申請書	1 (1)	
様式番号	提出書類	提出部数																																																						
1 - 1	貿易一般保険申込書	1 (1)																																																						
1 - 2	貿易一般保険告知書	1																																																						
2 - 1	貿易一般保険（変更通知書・変更承認申請書）	1 (1)																																																						
2 - 2	貿易一般保険訂正承認申請書	1 (1)																																																						
3	貿易一般保険の船積等及び決済金額・決済期限確定の通知書	1																																																						
4 - 1	貿易一般保険保険目的等譲渡承認申請書	1 (1)																																																						
4 - 2	貿易一般保険保険目的等譲渡終了通知書	1 (1)																																																						
5 - 1	貿易一般保険質権等設定承諾申請書	1 (1)																																																						
様式番号	提出書類	提出部数																																																						
1 - 1	貿易一般保険申込書	1 (1)																																																						
1 - 2	貿易一般保険告知書	1																																																						
2 - 1	貿易一般保険（変更通知書・変更承認申請書）	1 (1)																																																						
2 - 2	貿易一般保険訂正承認申請書	1 (1)																																																						
3	貿易一般保険の船積等及び決済金額・決済期限確定の通知書	1																																																						
4 - 1	貿易一般保険保険目的等譲渡承認申請書	1 (1)																																																						
4 - 2	貿易一般保険保険目的等譲渡終了通知書	1 (1)																																																						
5 - 1	貿易一般保険質権等設定承諾申請書	1 (1)																																																						

貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道車両・船舶：一般案件）手続細則・新旧対照表

新			旧			備考
5 - 2	貿易一般保険質権等設定解除等通知書	1 (1)	5 - 2	貿易一般保険質権等設定解除等通知書	1 (1)	<p>その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による。 注：提出部数欄の（ ）内は、添付資料の数 提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。</p>
6	貿易一般保険事情発生通知書	1	6	貿易一般保険事情発生通知書	1	
7 - 1	貿易一般保険（船積前）損失発生通知書	1 (1)	7 - 1	貿易一般保険（船積前）損失発生通知書	1 (1)	
7 - 2	貿易一般保険（船積後）損失等発生通知書	1 (1)	7 - 2	貿易一般保険（船積後）損失等発生通知書	1 (1)	
7 - 3	貿易一般保険（プラント等増加費用）損失発生通知書	1 (1)	7 - 3	貿易一般保険（プラント等増加費用）損失発生通知書	1 (1)	
8	貿易一般保険（船積後）債権登録通知書	1	8	貿易一般保険（船積後）債権登録通知書	1	
9 - 1	貿易一般保険（船積前）入金通知書	1 (1)	9 - 1	貿易一般保険（船積前）入金通知書	1 (1)	
9 - 2	貿易一般保険（船積後）入金通知書	1 (1)	9 - 2	貿易一般保険（船積後）入金通知書	1 (1)	
10	貿易一般保険保険金受取人指定等通知書	1 (1)	10	貿易一般保険保険金受取人指定等通知書	1 (1)	
11	貿易一般保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1 (1)	11	貿易一般保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1 (1)	
12 - 1	貿易一般保険（船積前）保険金請求書	1 (1)	12 - 1	貿易一般保険（船積前）保険金請求書	1 (1)	
12 - 2	貿易一般保険（船積後）保険金請求書	1 (1)	12 - 2	貿易一般保険（船積後）保険金請求書	1 (1)	
12 - 3	貿易一般保険（プラント等増加費用）保険金請求書	1 (1)	12 - 3	貿易一般保険（プラント等増加費用）保険金請求書	1 (1)	
13	貿易一般保険保険金請求経緯書	1 (1)	13	貿易一般保険保険金請求経緯書	1 (1)	
14	貿易一般保険時効中断承認申請書	1	14	貿易一般保険時効中断承認申請書	1	
15	貿易一般保険損失発生確認申請書	1 (1)	15	貿易一般保険損失発生確認申請書	1 (1)	
16	貿易一般保険保険金概算払請求書	1 (1)	16	貿易一般保険保険金概算払請求書	1 (1)	
17	貿易一般保険保険金精算書	1 (1)	17	貿易一般保険保険金精算書	1 (1)	
18	貿易一般保険回収協力義務履行状況報告書	1 (1)	18	貿易一般保険回収協力義務履行状況報告書	1 (1)	
19	貿易一般保険回収金通知書	1 (1)	19	貿易一般保険回収金通知書	1 (1)	
20	貿易一般保険回収費用負担申請書	1 (1)	20	貿易一般保険回収費用負担申請書	1 (1)	
21 - 1	貿易一般保険権利行使等委任状	1 (1)	21 - 1	貿易一般保険権利行使等委任状	1 (1)	
21 - 2	貿易一般保険権利行使等委任状（保険金請求前）	1 (1)	21 - 2	貿易一般保険権利行使等委任状（保険金請求前）	1 (1)	
22	貿易一般保険回収納付金返還請求書	1 (1)	22	貿易一般保険回収納付金返還請求書	1 (1)	



新		旧		備考
別表2～別表3（略）		別表2～別表3（略）		
別表4（第16条第1項第1号関係）		別表4（第16条第1項第1号関係）		
約款第3条第1号のてん補危険の場合の提出書類		約款第3条第1号のてん補危険の場合の提出書類		
提出書類	備考	提出書類	備考	
1. 保険金請求書	別紙様式による保険金請求書、証券番号・事故発生日・事故確定日毎に作成	1. 保険金請求書	証券番号・決済期限毎に作成	
2. 保険金請求経緯書	別紙様式による保険金請求経緯書	2. 保険金請求経緯書	別紙様式第13による保険金請求経緯書	
3. 損失額を確認できる書類	(1) 損失額の算出根拠等 ① 供給契約を証する書類 ② 既支出費用を証する書類（製造原価計算書、ライセンス契約料等） (2) 貨物の処分・保全に要した費用等 ① 貨物の処分を証する書類（廃棄証明書等） ② 貨物の処分のために要した費用を証する書類 ③ 貨物を船積国以外の国に転売した場合は以下の書類 (イ) 当該貨物の船積を証する書類（船荷証券、インボイス） (ロ) 転売に係る契約書等 (ハ) 倉庫保管料、運送費用又は加工等を行った場合は当該加工費用等 ④ 在庫証明書、入出庫証明書 (3) 保険金請求までに入金がなされている場合、入金を確認できる書類（銀行が発行する入金の確認可能な書類等）	3. 過去の取引状況確認書	保険金請求に係る船積予定日前6月間に決済期限が到来した取引がある場合は、決済金額、支払日、支払金額、船積日を含む一覧表（様式任意）	
4. 保険事故を確認で	(1) 約款第4条第1号、第2号、第4号、第5	4. 損失額計算の基礎となる証拠書類の写し	(1) 損失額の算出根拠等 ①供給契約を証する書類 ②既支出費用を証する書類（製造原価計算書、ライセンス契約料等） (2) 貨物の処分・保全に要した費用等 ①貨物の処分を証する書類（廃棄証明書等） ②貨物の処分のために要した費用を証する書類 ③貨物を船積国以外の国に転売した場合は以下の書類 (イ) 当該貨物の船積を証する書類（船荷証券、インボイス） (ロ) 転売に係る契約書等 (ハ) 倉庫保管料、運送費用又は加工等を行った場合には当該加工費用等 ④在庫証明書、入出庫証明書	

新		旧	備考	
<p>きる書類</p>	<p>号、第6号、第7号又は第10号に該当する事由による保険事故については、当該規制及び措置に関する法令等当該事実を証する書類</p> <p>(2) 約款第4条第3号に該当する事由のうち、支払国に起因する外貨送金遅延による保険事故については、対象契約の相手方が外貨送金に必要な手続を実施していることを証する書類（ローカル・デポジットの証明書の写真、外貨割当申請書の写真等）</p> <p>(3) 約款第4条第8号に該当する事由による保険事故については、その事実を報道した新聞記事の写真等当該事実を証する書類</p> <p>(4) 約款第4条第9号に該当する事由による保険事故については、本邦外において生じた事由につき、その内容を証する書類</p> <p>(5) 約款第4条第11号に該当するてん補事由のうち、当該相手方が当該対象契約を一方的に破棄したことによる保険事故については、当該相手方によるキャンセルレター等当該事実を証する書類</p> <p>(6) 約款第4条第11号イ、ロ、ハ又はニに該当する事由による保険事故については、被保険者による解除通知書等当該事実を証する書類</p> <p>(7) 約款第4条第12号に該当する事由による保険事故については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続の開始を証する書類</p> <p>(8) 約款第4条第13号に該当する事由による保険事故については、当該公的機関が支払不能の事実を明らかにした書類の写真（会</p>	<p>5. 請求までに入金となされている場合、入金を確認できる書類</p> <p>6. 保険事故の内容を証する書類</p> <p>7. 対象契約書等の写真</p> <p>8. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類</p>	<p>銀行が発行する入金の確認可能な書類等</p> <p>(1) 非常危険の場合、該当する事故事由を証する書類（災害発生に関する情報、規制及び措置に関する法令等）</p> <p>(2) 信用危険の場合、以下の書類                      ①破産手続開始の決定については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続きの開始を証明する書類の写真                      ②契約キャンセルの場合、キャンセルレター等</p> <p>(1) SALES CONTRACT、SALES NOTE、ACCEPTANCE ORDER、PURCHASE ORDER、PROFORMA INVOICE等の対象契約の承諾・成立を確認できる書類の写真（契約当事者双方のサインを確認できるもの）</p> <p>(2) 個別契約の他に別途基本契約等がある場合には、当該契約書の写真</p> <p>(3) 保険契約締結後に対象契約の内容変更が行われた場合は、変更後の契約書の写真</p> <p>以下に掲げる、主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類（写真）</p> <p>①対象契約の相手方に対し損害賠償請求権を行使可能な場合には権利行使し、督促を行ったことを証する書類</p> <p>②対象契約の相手方が、破産又は会社更生等の法的手続きに移行した場合には、債権登録等現地法に定められた必要な手続を行ったことを確認できる書類</p> <p>④ 転売を図り損失を軽減させたことを証する書類</p>	

新		旧		備考
	社更生手続、民事再生手続、特別清算手続又は当該国その他の外国の法令に基づく制度上これらに準ずる手続開始の決定については、現地裁判所の公告等手続の開始を証する書類の写し)	9. 保険証券、又は契約台帳	質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、保険証券又は契約台帳の原本(契約変更や保険期間の延長等により、変更証券が発行された場合には当該証券の原本)	
5. 対象契約の成立及び内容を確認できる書類	(1) 対象契約書、発注書等の書類の写し(契約当事者双方のサインを確認できるもの) (2) 個別契約の他に別途基本契約等がある場合は、当該契約書の写し (3) 対象契約の変更が行われた場合は、変更後の契約書の写し	10. 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書	質権、又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保者以外の者が請求者である場合(様式任意) (保険証券番号、決済期限、対象金額、債務者名等の記載、及び当該質権者、又は譲渡担保権者の代表者の捺印押印が必要)	
6. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類	以下に掲げる主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類 ① 対象契約の相手方に対し損害賠償請求権を行使可能な場合には権利行使し、督促を行ったことを証する書類 ② 対象契約の相手方について破産手続、会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続又は当該国その他の外国の法令に基づく制度上これらに準ずる手続が開始された場合は、債権届出を証する書類及び(もしあれば)届出債権の認否を確認できる書類 ③ 転売を図り損失を軽減させたことを証する書類	11. 上記1～10の提出書類に代わる資料、又は提出書類内容を補足する書類		
7. 保険証券又は保険契約台帳	(1) 質権者又は譲渡担保権者が請求する場合は、保険証券又は保険契約台帳の原本 (2) 上記(1)において契約変更や保険期間の延長等により、変更証券又は変更契約台帳が発行された場合は、当該証券又は当該契約台帳の原本			
8. 質権者又は譲渡担保権者からの委任	質権又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である			
注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の証明書類で代替することができる。				

新		旧	備考
<p>状又は同意書 場合</p> <p>注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の書類で代替することができる。</p>			
<p>別表5（第16条第1項第2号関係）</p> <p>約款第3条第2号又は第4号のてん補危険の場合の提出書類</p>		<p>別表5（第16条第1項第2号関係）</p> <p>約款第3条第2号又は第4号のてん補危険の場合の提出書類</p>	
提出書類	備考	提出書類	備考
1. 保険金請求書	別紙様式による保険金請求書、証券番号・決済期限毎に作成	1. 保険金請求書	証券番号・決済期限毎に作成
2. 保険金請求経緯書	別紙様式による保険金請求経緯書	2. 保険金請求経緯書	別紙様式第13による保険金請求経緯書
3. 未決済の事実及び当該未決済額を確認できる書類	(1) 手形及びILC決済の場合は、銀行が発行する未決済額の確認可能書類等（銀行間のSWIFT電文書類の写し等、銀行等からの取立や督促に対して不払いを確認できる書類） (2) 上記(1)以外の場合は、支払人が未決済額を確認した書類（債務確認書等）又は被保険者が未決済額を表明した書類	3. 過去の取引状況確認書	保険金請求に係る船積日前6月間に決済期限が到来した取引がある場合は、決済金額、支払日、支払金額、船積日を含む一覧表（様式任意）
4. 保険事故を確認できる書類	(1) 約款第4条第1号、第2号、第4号、第5号、第6号又は第7号に該当する事由による保険事故については、当該規制及び措置に関する法令等当該事実を証する書類 (2) 約款第4条第3号に該当する事由のうち、支払国に起因する外貨送金遅延による保険事故については、対象契約の相手方が外貨送金に必要な手続を実施していることを証する書類（ローカル・デポジットの証明書の写し、外貨割当申請書の写し等） (3) 約款第4条第8号に該当する事由による保険事故については、その事実を報道した	4. 未決済及び当該未決済額を確認できる書類	(1) 手形及びILC決済等の場合は、銀行が発行する未決済額の確認可能書類等（銀行間のSWIFT電文書類の写し等、銀行等からの取立や督促に対して不払いを確認できる書類） (2) 支払人からの債務確認書等
		5. 保険事故を確認できる書類	(1) 非常危険の場合 ①ローカル・デポジットの証明書の写し ②外貨割当申請書の写し ③規制及び措置に関する法令等 ④その他日本貿易保険が特に認める書類 (2) 信用危険の場合 ①破産手続開始の決定については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続きの開始を証明する書類 ②3月以上の債務の履行遅滞については、保険事故に係わる事実関係（不払いの理由、支払人等の現状）、支払人への督促状況を確認できる書類



新		旧		備考
	<p>新聞記事の写し等当該事実を証する書類</p> <p>(4) 約款第4条第9号に該当する事由による保険事故については、本邦外において生じた事由につき、その内容を証する書類</p> <p>(5) 約款第4条第12号に該当する事由による保険事故については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続の開始を証する書類</p>	6. 対象契約書等の写し	<p>(1) SALES CONTRACT、SALES NOTE、ACCEPTANCE ORDER、PURCHASE ORDER、PROFORMA INVOICE等の対象契約の承諾・成立を確認できる書類の写し（契約当事者双方のサインを確認できるもの）</p> <p>(2) 個別契約の他に別途基本契約等がある場合には、当該契約書の写し</p> <p>(3) 保険契約締結後に対象契約の内容変更が行われた場合は、変更後の契約書の写し</p>	
5. 対象契約の成立及び内容を確認できる書類	<p>(1) 対象契約書、発注書等の書類の写し（契約当事者双方のサインを確認できるもの）</p> <p>(2) 個別契約の他に別途基本契約等がある場合は、当該契約書の写し</p> <p>(3) 対象契約の変更が行われた場合は、変更後の契約書の写し</p>	7. 船積の内容等を確認できる書類の写し	B/L、インボイス等船積書類の写し（仲介貿易契約について、指図式のB/L（荷受人の表記が「To Order」のもの）を提出する場合は、B/L表面に加え、裏面の写し）	
6. 船積の事実及び内容を確認できる書類	<p>(1) B/L、インボイス等船積書類の写し</p> <p>(2) 仲介貿易契約について、指図式のB/L（荷受人の表記が「To Order」のもの）を提出する場合は、B/L表面に加え、裏面の写し</p>	8. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類の写し	<p>以下に掲げる主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類の写し</p> <p>① 支払人に対する支払いの督促を確認できる書類</p> <p>② 未払債権に対する請求権を時効としない措置を取ったことを証する書類（時効の中断を確認できる書類（支払督促、債務確認、弁護士等からの意見書（時効の中断を図る方策が取られたことを確認できる書類等））</p> <p>③ 保証人がいる場合には、保証人に対し保証の履行請求を行ったことを確認できる書類</p> <p>④ 担保権の設定がある場合には、担保権を行使したことを確認できる書類</p> <p>⑤ 債権保全のための対象契約の契約上の権利を行使したことを確認できる書類</p> <p>⑥ 貨物の保全が可能な場合には、貨物を保全したことを確認できる書類</p> <p>⑦ 非常危険の場合には、以下の書類</p> <p>(イ) 外貨送金規制の場合には、ローカル・デ</p>	
7. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類	<p>以下に掲げる主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類</p> <p>① 支払人に対する支払の督促を確認できる書類</p> <p>② 保険の対象である債権を時効としない措置を取ったことを証する書類</p> <p>③ 保証人がいる場合は、保証人に対し保証の履行請求を行ったことを確認できる書類</p> <p>④ 担保権の設定がある場合は、担保権を行使したことを確認できる書類</p> <p>⑤ 対象契約上の債権保全に係る輸出者等の権利を行使したことを確認できる書類</p> <p>⑥ 貨物の保全が可能な場合は、貨物を保全し</p>			

新		旧		備考
	<p>たことを確認できる書類</p> <p>⑦ 弁護士又は回収業者に債権の取立を依頼した場合は、当該取立を依頼したことを証する書類</p> <p>⑧ 対象契約の相手方について破産手続、会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続又は当該国その他の外国の法令に基づく制度上これらに準ずる手続が開始された場合は、債権届出を証する書類及び（もしあれば）届出債権の認否を確認できる書類</p> <p>⑨ 法的措置を講じた場合は、当該措置の内容を証する書類</p>		<p>ポジットが保全されていることに努め、これを確認できる書類</p> <p>(ロ) 外貨割当申請が必要な場合にはこれを行ったことを確認できる書類</p> <p>⑧信用危険の場合には、以下の書類</p> <p>(イ) 債権取立を業とする者又は弁護士等に債権の取立依頼をした場合は当該取立依頼を託する書類</p> <p>(ロ) 債権登録を行った場合（申請中の場合を含む。）は当該登録を証する書類</p> <p>(ハ) 債権者会議等の開催があった場合は、当該会議等の進捗又は結論を説明する書類</p> <p>(ニ) 返済計画、配当の計画、整理案等がある場合は、当該計画等を証する書類及び回収の履行状況を説明する書類</p> <p>(ホ) 法的措置を講じた場合は当該措置の内容を証する書類</p>	
8. 過去の取引状況を確認できる書類	保険金請求に係る船積日前6月間に決済期限が到来した取引がある場合は、船積日、決済期限、決済されるべき金額、入金日、入金金額を含む一覧表			
9. 保険証券又は保険契約台帳	<p>(1) 質権者又は譲渡担保権者が請求する場合は、保険証券又は保険契約台帳の原本</p> <p>(2) 上記(1)において契約変更や保険期間の延長等により、変更証券又は変更契約台帳が発行された場合は、当該証券又は当該契約台帳の原本</p>	9. 保険証券、又は保険契約台帳	<p>(1) 質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、保険証券又は保険契約台帳の原本</p> <p>(2) 上記(1)において契約変更や保険期間の延長等により、変更証券が発行された場合には当該証券の原本</p>	
10. 手形の写し	手形取引の場合（ユーザンス付き手形の場合は引受通知と共に提出のこと）	10. 一部入金がある場合の入金額を確認できる書類	銀行が発行する入金の確認可能な書類等	
11. 保証状の写し	ILC、L/Gなど支払保証付き案件の場合	11. 決済金額及び決済期限が確定していることを確認できる書類の写し	中長期案件の場合、貿易一般保険約款に基づく「決済金額及び決済期限等確定の通知」の写し	
12. 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書	質権又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合	12. 支払保証付き案件の場合、保証状の写し	ILC、L/Gなど支払保証付き案件についてその写し	
13. 代金回収不能貨物の処分に係る回収費用を確認できる書類	<p>主な費用は、以下のとおり。</p> <p>代金回収不能貨物の処分・転売費用（倉庫保管料、転売のための再加工費用（梱包・運送費・保険料を含む））</p>			

新		旧		備考
14. 支出費用特約第3条第1項各号に定める事実を証する書類	支出費用に係る貿易一般保険の取扱いについて（平成13年4月1日 01-制度-00043）に定める支出費用特約が付されている場合は、同特約第3条第1項各号に定める事実を証する書類の写し ※対象：本邦又は外国における技術等の提供（原材料、労働者等を調達した費用等）のうち出来高が未承認で対価が確定していないもの	13. 手形の写し	手形取引の場合（ユーザンス付き手形の場合は引受通知と共に提出のこと。）	
15. 他の保険の請求状況を確認できる書類	同一の対象契約について、日本貿易保険との間で別の保険契約が締結されている場合又は民間損害保険会社との間で貿易保険と同様なる補範囲となる保険が重複して契約されている場合は、その契約内容を確認できる書類（ただし、海上保険については対象外）	14. 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書	質権、又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保者以外の者が請求者である場合（様式任意） （保険証券番号、決済期限、対象金額、債務者名等の記載、及び当該質権者、又は譲渡担保権者の代表者の捺印押印が必要）	
		15. 代金回収不能貨物の処分に係る回収費用を確認できる書類	主な対象費用は、以下のとおり。 ・代金回収不能貨物の処分・転売貨物（倉庫保管料、転売のための再加工費用（梱包・運送費・保険料含む。））	
		16. 支出費用特約第3条第1項各号に定める事実を証する書類	支出費用に係る貿易一般保険の取扱いについて（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00043）に定める支出費用特約が付されている場合は、同特約第3条第1項各号に定める事実を証する書類の写し ※対象：本邦又は外国における技術等の提供（原材料、労働者等を調達した費用等）のうち出来高が未承認で対価が確定していないもの	
		17. 他の保険の請求状況を確認できる書類	同一の対象契約について、日本貿易保険と別の保険契約を締結している場合、又は民間損害保険会社により貿易保険と同様なる補範囲となる保険を重複して契約している場合は、その契約内容を確認出来る書類（ただし、海上保険については対象外）	
		18. 上記1～17の提出書類に代わる資料、又は提出書類内容を補足する書類		
注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の書類で代替することができる。		注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の証明書		

新		旧		備考
		類で代替することができる。		
別表6（第16条第1項第3号関係）		別表6（第16条第1項第3号関係）		
プラント等増加費用特約を付している場合の提出書類		プラント等増加費用特約を付している場合の提出書類		
提出書類	備考	提出書類	備考	
1. 保険金請求書	別紙様式による保険金請求書、証券番号毎に作成	1. 保険金請求書	証券番号毎に作成	
2. 保険金請求経緯書	別紙様式による保険金請求経緯書	2. 保険金請求経緯書	別紙様式第13による保険金請求経緯書	
3. てん補対象費用の支出を確認できる書類	てん補対象費用に係る契約書、請求書等費用の内容、金額、発生期間を確認できる書類及び支払を確認できる書類等	3. 損失計算書	保険金請求書記載のてん補対象費用の各々の内訳額（円換算レートを含む）について記載のこと（様式任意）	
4. 損失額算出上控除する金額（特約第5条に規定する金額）を証する書類	対象契約の相手方とてん補対象費用の負担に関して合意した書類、損害保険会社等による保険金支払を確認できる書類等	4. てん補対象費用の支払関係書類	てん補対象費用に係る契約書、請求書等（費用の内容、金額、発生期間が分かるもの）及び支払を確認できる書類等	
5. 保険事故の内容を証する書類	(1) 仕向地又は技術等提供地において戦争、革命又はテロ行為その他の内乱が生じた事実を証する書類（当該事実を報道した新聞記事の写し等）及び当該事実による対象工事の中断を証する書類（被保険者による状況説明等） (2) 対象工事の再開又は中止の決定を証する書類（被保険者による状況説明書、対象契約の相手方との合意文書等）	5. 保険事故の内容を証する書類	対象工事の中断を証する書類（現地報道、ニュース、被保険者による状況説明書等）及び対象工事の再開又は中止の決定を証する書類（被保険者による状況説明書、対象契約の相手方との合意文書等）	
6. 対象契約の成立及び内容を確認できる書類	(1) 対象契約書の写し (2) 対象契約の変更が行われた場合は、変更	6. 損失額算出上控除する金額（特約第5条に規定する金額）を証する書類	対象契約の相手方とてん補対象費用の負担に関して合意した書類、損害保険会社等による保険金支払を確認できる書類等	
		7. 対象契約書の写し	保険契約締結後に対象契約の内容変更等が行われた場合、変更後の契約書の写し	
		8. 上記1～7の提出書類に代わる資料、		



貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道車両・船舶：一般案件） 手続細則・新旧対照表

新		旧		備考
	後の契約書の写し	または提出書類内容を補足する書類		
注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の書類で代替することができる。		注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の書類で代替することができる。		